

JIS

機器用スイッチー 第 1-2 部：電子式スイッチの要求事項

JIS C 4526-1-2 : 2020
(IEC 61058-1-2 : 2016)
(NECA/JSA)

令和 2 年 12 月 21 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎博之	東京大学
(委員)	青木真理	川崎市地域女性連絡協議会
	青柳恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本光正	東京工業大学
	上原京一	IEC/ACTAD 議長 (東芝エネルギーシステムズ株式会社)
	加藤正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	熊田亜紀子	東京大学
	菅弘史郎	電気事業連合会
	藤原昇	一般社団法人電気学会
	松岡雅子	株式会社 UL Japan
	山田美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡邊信公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 2.12.21

官 報 掲 載 日：令和 2.12.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電気制御機器工業会

(〒105-0013 東京都港区浜松町 2-1-17 松永ビル TEL 03-3437-5727)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 一般要求事項	1
5 試験に関する一般情報	1
6 定格	3
7 分類	3
7.24 機械式スイッチング素子だけをもつ動作サイクル (TC7) による分類	3
7.25 耐久性試験方法による分類	3
7.26 電子式スイッチに関する最小負荷による分類	3
7.27 電子式スイッチに関する試験条件による分類	3
8 表示及び文書	3
9 感電に対する保護	4
10 接地接続の手段	4
11 端子及び端子部	4
12 構造	4
13 機構	4
14 固形異物, 水の浸入及び高湿状態に対する保護	4
15 絶縁抵抗及び耐電圧	4
16 温度上昇	5
17 耐久性	5
17.1 一般要求事項	5
17.2 電氣的条件	8
17.3 熱的條件	10
17.4 動作条件	10
17.5 試験条件の種類 (TC)	11
17.6 適合性の評価	13
18 機械的強度	13
19 ねじ, 通電部品及び接続	13
20 空間距離, 沿面距離, 固体絶縁及び剛性プリント配線板アセンブリのコーティング	13
21 耐火性	13
22 耐食性	14
23 スwitchの異常動作及び故障状態	14
23.1 スwitchの構造	14

	ページ
23.2 試験準備	14
23.3 異常試験	14
23.4 適否	14
23.5 冷却障害に対する保護	15
24 スイッチの構成部品	15
25 EMC 要求事項	15
解 説	16

まえがき

この規格は、産業標準化法第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本電気制御機器工業会(NECA)及び一般財団法人日本規格協会(JSA)から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 4526 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 4526-1 第1部：通則

JIS C 4526-1-1 第1-1部：機械式スイッチの要求事項

JIS C 4526-1-2 第1-2部：電子式スイッチの要求事項

JIS C 4526-2-1 第2-1部：コードスイッチの個別要求事項

白 紙

機器用スイッチー

第 1-2 部：電子式スイッチの要求事項

Switches for appliances—Part 1-2: Requirements for electronic switches

序文

この規格は、2016 年に第 1 版として発行された IEC 61058-1-2 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

この規格は、JIS C 4526-1 と併読する規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格の適用範囲は、JIS C 4526-1 の箇条 1（適用範囲）によるほか、次による。

箇条 1 の最後に次の文章を追加する。

この規格は、JIS C 4526-1 の通則と併せて電子式スイッチング素子について規定する。

注記 1 個別スイッチの追加要求事項は、JIS C 4526-2 規格群に規定している。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61058-1-2:2016, Switches for appliances—Part 1-2: Requirements for electronic switches (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

引用規格は、次による。

JIS C 4526-1 機器用スイッチー第 1 部：通則

注記 対応国際規格：IEC 61058-1, Switches for appliances—Part 1: General requirements

3 用語及び定義

用語及び定義は、JIS C 4526-1 の箇条 3（用語及び定義）による。

4 一般要求事項

一般要求事項は、JIS C 4526-1 の箇条 4（一般要求事項）による。

5 試験に関する一般情報

試験に関する一般情報は、JIS C 4526-1 の箇条 5（試験に関する一般情報）によるほか、次による。

JIS C 4526-1 の 5.3 の表 1 の後に次を追加する